

宇城市いじめ防止基本方針

令和4年11月16日（改訂）

宇城市

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 市の基本方針の内容	2
3 いじめの定義	2
4 いじめの理解	4
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	6
(4) 地域や家庭との連携	6
(5) 関係機関との連携	7
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	7
1 いじめの防止等のために本市が実施する施策	7
(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置	7
(2) 教育委員会の附属機関の設置	7
(3) 重大事態の再調査を行う市長の付属機関の設置	8
(4) 財政上の措置等	8
(5) いじめ防止等のための取組	8
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	12
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	13
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	16
3 重大事態への対処	20
(1) 学校の設置者又は学校による調査	20
①重大事態の発生と調査	
②調査結果の提供及び報告	
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	24
①再調査	
②再調査の結果を踏まえた措置等	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	25
1 基本方針の見直しの検討	25
2 基本方針策定状況の確認と公表	25
(参考) 重大事態発生時の対応 フロー図	26

はじめに

いじめは、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にもおこり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることを十分に認識しておかなければならない。

本市においては、これまでも市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が中心となり、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本市においても深刻な事態に至らなかったものの、毎年いくつものいじめが認知されている。

宇城市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の基本方針」という。）及び熊本県いじめ防止基本方針（令和2年11月24日改定。以下「県の基本方針」という。）を踏まえ、本市が学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 市の基本方針の内容

市の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により規定された、市や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

なお、市の基本方針では、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本市において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、市の基本方針の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証の実施が必要である。

おって、より実効性の高い取組を実施するため、市の基本方針が、本市の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すこととする。

3 いじめの定義

(定義) 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するも

のではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通

報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。(平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」を参照)

4 いじめの理解

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子供にでも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めてはならない。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(無秩序性や閉塞性等)、はやし立てたり面白がったりする観衆、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努めなければならない。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景(障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど

の外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。併せて、学校の教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性についてそれぞれの認識を深め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒のいじめを許さない心を育てるために思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導を行わなければならない。また、そのために日頃から児童生徒が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

さらに、学校や保護者の取組に加え、いじめの問題への取組の重要性について市民全体の認識を深め、家庭、地域と一体となって取組を推進することが必要である。

（2）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生

徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断するのではなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にも、いじめの可能性を考えて、初期段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行わなければならない。また、個々の事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが求められる。特に寮生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うものとする。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから学校は、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。さらに学校は、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが求められる。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会等を活用し、又は「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが期待される。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認しなければならない。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、日頃から学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが求められる。

その上で、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本市が実施する施策

(1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、「宇城市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。その構成員は、市長部局、教育委員会、学校、外部機関、PTAなどで構成し、本市の実情に応じて決定する。なお、事務局は教育委員会に置くこととする。

本連絡協議会は、以下の事項について協議を行う。

- いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること。
- 小・中学校の取組についての協議、情報交換等に関すること。
- 啓発事業その他必要な事項に関すること。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

市は、法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うことなどを目的とする教育委員会の附属機関として、「宇城市いじめ防止対策審議会（以下「対策審議会」という。）」を設置する。

また、「対策審議会」には、専門的な知識及び経験を有する有識者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めることとする。

「対策審議会」は、国の基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとし、よって、組織の構成も調査を前提とし、本対策審議会の主な機能は、以下の内容とする。

- 教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめの防止等の有効な対策に

ついて専門的知見からの審議・調査研究等を行う。

- 市立小・中学校におけるいじめに関する通報又は相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどの問題解決を図ること。
- 市立小・中学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、法第24条に基づき自ら調査を行う必要がある場合に調査を行うこと。
- 法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合において、質問票の使用や、その他の適切な方法による当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査等を行うこと。

(3) 重大事態の再調査を行う市長の附属機関の設置

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、「宇城市いじめ再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置し、調査を行うものとする。

組織の構成は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

(4) 財政上の措置等

市は、いじめの防止等の対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講じるよう努める。

(5) いじめ防止等のための取組

いじめの防止等のために本市が実施する施策は、以下のとおりである。

① いじめの防止

- 熊本の心、「助けあい、励ましあい、志し高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための気運の醸成に向けた運動を進める。
- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、全ての教育活動を通して、道徳教育等を充実させ、様々な体験活動を通して、子供たちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。
- いじめの防止等のための対策が関係機関の連携の下に適切に行われるよう、各種「連絡協議会」等既存の組織を活用し、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備を図る。
- 児童生徒に、集団宿泊教室等の日常を離れた集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通して、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者への思いやる心を育む。

- 人権に関する児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
- 熊本県少年保護育成条例を踏まえ、児童生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリング利用を促進し、学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「しない、させない」環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で児童生徒がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させる。
- 保護者が、子供の規範意識等を養うなど、保護者の責務等を果たし、子供と適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」に基づき、家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」による家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等、家庭教育を支援する。
- 学校と地域が組織的・継続的に連携・協働していくために、学校運営協議会を設置する学校（以下「コミュニティ・スクール」という。）と地域学校協働本部の一体的な取組を図り、地域学校協働活動（地域全体で子供たちの学びや成長を支えるための学校と地域が連携・協働し行う活動）を推進し、様々な人々とのふれ合いや豊かな体験の機会を作ることで、他者への理解を深め、自他の命を大切にする心や人権を尊重する態度等を育成する。
- 県教育委員会が主催する「心のきずなを深める月間」や「心のきずなを深めるシンポジウム」等を通じて、学校、家庭及び地域が互いの役割と責任を自覚し、相互に補完し合いながら、地域ぐるみでいじめを許さない学校・学級づくりに向けて取り組む気運を高める。また、児童会生徒会が主体となる「いじめ防止等に係る取組」を学校、家庭及び地域が一体となって支援する。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を引き起こし深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健やかな成長と人格の形成を阻害し、児童生徒を傷つけ又は、他の児童生徒によるいじめを助長するおそれもあることから、教職員研修等によって徹底的にその禁止を図る。また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実を努める。特にアクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるためを図るため、県立教育センターでの研修の積極的参加や校内研修の充実を図るよう指導する。なお、研修等を企画する際は、当事者意識の向上を重視した内容となるよう努めること。

- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実に向けた教職員の配置、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保等必要な措置を講じる。
- 教育委員会は、子供が発する様々な訴えやＳＯＳのサインに気付き、その変化に迅速に対応できるよう、教職員が子供と向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。
- 教育委員会は、法律の専門家によるいじめ予防授業や教職員向けの研修等が実施されるよう必要な支援を行う。

② いじめの早期発見

- 「宇城市子どもあんしんコール」や市児童福祉センターにおける教育相談等、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関を周知徹底するなど、子どもがいつでも相談できる体制を整備する。
- 「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、定期的な教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。
- 児童生徒が自分の身の周りで起きているいじめを教職員に率直に相談することができるよう、県立教育センター等において、カウンセリングやコーチングの研修等、教職員が子供との良好なコミュニケーションを図り、確かな信頼関係を築くための研修の充実を図るとともに、校内における研修を積極的に支援する。併せて、児童生徒の援助希求能力の向上を目的とする「児童生徒が生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育（以下「ＳＯＳの出し方に関する教育」という。）」を積極的に推進することができるよう、指導プログラムに関する資料提供や、学校等に配置・派遣しているスクールカウンセラーの活用等、学校の取組を支援する。
- より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、ＰＴＡや地域の関係団体との連携を促進するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組を推進し、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報の共有化を図る。

③ いじめへの対処

- 学校内外で起きているいじめに関する情報を学校全体で共有し、協働して解決への取組が図れるよう、学校体制の整備やその有効な運用について指導・助言するとともに、「学校いじめ対策組織」が主催する校内研修が充実するための支援を行う。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支

援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校等警察連絡協議会や生徒指導担当者会議等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

- いじめの行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づいて、適時かつ適切に相談を行うなど、警察との連携・協力体制の整備に努める。
- 教育委員会は、市立小・中学校から法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し支援を行い、又は必要な措置を講ずるよう指示を行う。
- 教育委員会は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づく出席停止の手續きに関し、必要な事項を定めた教育委員会規則にのっとり、学校や保護者へ周知を図るとともに、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに講ずることができるよう支援を行う。

④ その他の取組

- インターネットを通じて行われるいじめに学校が早期かつ継続的に対処するための取組を進めるとともに、求めに応じてネットパトロール等の取組を進める関係機関等と連携した取組を行う。
- 各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
- 「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」の周知を積極的に行うとともに、「5か条」を活用した情報安全・情報モラルに関する「親の学び」プログラム講座についての情報を提供し、学校、家庭及び地域での話し合いやルールづくりを支援する。
- 「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者連絡会議等での情報共有等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等の把握、学校における取組状況の点検と併せて、教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などによって、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。
- 教育委員会は、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する。
- 教育委員会は、学校評価において、いじめの発生を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を理解した上で目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、それを基に改善に取り組むよう、必要

な指導・助言を行う。

- 教育委員会は、教員評価において、日頃から児童生徒の理解、いじめの未然防止や早期発見に加え、いじめの発生を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組等が行われるよう、評価記録書の作成について必要な指導・助言を行う。
- いじめ防止等のために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。
- 児童生徒を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。
- 教育委員会は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項や、いじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行い、研究発表会等を通じてその他成果の普及・啓発を図るよう努める。

また、地域と共にある学校づくりを推進することにより保護者や地域住民がいじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

いじめ防止等のために学校が実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあつては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあつてはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応することが重要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針、県の基本方針並びに市のいじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止のための具体的な取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容が明記されるとともに、で全ての教職員がそれぞれに果たすべき役割を認識できるものでなければならない。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起りにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防

止プログラム」の策定等）などが必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル（以下「早期発見・事案対処マニュアル」という。）を定め、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などの具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ対策組織」の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。その際は、県が作成するいじめの加害者と疑われる児童生徒に対する指導の手引きを活用する。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針の記載内容が、当該学校の実情に照らして適切に機能しているかについて「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルをあらかじめ学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、「早期発見・事案対処マニュアル」の実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるよう配慮することから、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上で有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が重要である。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページの掲載その他の方法により、保護者や地域住民等が学校いじめ防止基本方針の内容を確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明する。

（２）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応すること

により、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は「学校いじめ対策組織」を設置する。

なお、「学校いじめ対策組織」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「学校いじめ対策組織」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認

識される取組（例えば、全校集会の際に「学校いじめ対策組織」の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、「学校いじめ対策組織」は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識される必要がある。

教育委員会は、以上の組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行う。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が「学校いじめ対策組織」の存在、その活動内容について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

「学校いじめ対策組織」は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をするために置くものである。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない。「学校いじめ対策組織」が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちに全て「学校いじめ対策組織」へ報告・相談する。加えて、「学校いじめ対策組織」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

なお、「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務をになう担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低1名を置かなければならない。

また、学校は、学校いじめ防止基本方針や「早期発見・事案対処マニュアル」等において、いじめの情報共有の手段及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておかなければならない。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して、早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、「学校いじめ対策組織」は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定やその見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組をPDCAサイクルの視点から検証を担う役割を持つものである。

法第22条においては、「学校いじめ対策組織」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされており、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、人権教育主任や児童生徒支援加配教員、人権同和教育主任、学年主任、養護

教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するよう、各学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を「学校いじめ対策組織」に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。ただし、情報集約担当者については必置とする。なお、組織の構成者それぞれが担う役割を明確にした上で、全ての教職員がこれを共有できるよう図示するなどして、周知するものとする。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越え、教職員同士の日常的なつながり・同僚生を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「学校いじめ対策組織」にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、「学校いじめ対策組織」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じてその運用を工夫することも必要である。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校におけるいじめ防止等のための取組は以下のとおりである。

なお、学校いじめ防止基本方針に基づく取組は、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、その実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることなどが考えられる。

また、学校は校内における「早期発見・事案対処マニュアル」や校内体制を整備するとともに、校長を中心に危機管理意識を高く持ち、いじめの未然防止や危機管理に向けた校内研修を定期的実施するなど、教職員の意識改革や資質の向上に努めるべきである。

① いじめの防止

○ いじめはどの子どもにも起こりうることから、全ての児童生徒を対象として、いじめをさせない未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように

授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく必要がある。

- 児童生徒の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にＳＮＳ等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図ると同時に、児童生徒や保護者に対して、校内への持ち込みや使用に関するルールの周知を徹底する。
- 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

加えて集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え児童生徒相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育の実践が望まれる。

- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 県教育委員会が開催している「心のきずなを深めるシンポジウム」や「熊本県人権子ども集会」等を活用して、児童生徒によるいじめの未然防止の取組の活性化を図る。
- 児童生徒に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきとみとめられるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童生徒の発達段階に応じて、指導することも望まれる。（平成２５年５月１６日付け２５文科初第２４６号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）
- 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成され、児童生徒個々の行動に反映される取組を進めることも不可欠である。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童生徒が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点である。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童生徒の発達段階に応じて設けることが必要である。

① いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを

装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることが多い。こうしたことからわずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑う視点を持って、早い段階からの的確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ適確な発見と認知に努めるものとする。

このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童生徒の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図ることも必要である。併せて、学校は定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む必要がある。その際、児童生徒と向き合う時間の確保に努めることが求められる。

- スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童生徒が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証する必要がある。
- アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ丁寧に対応することを徹底することが不可欠である。また、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の充実を図らなければならない。
- 児童生徒が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動、ＬＨＲ等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童生徒に考えさせる機会を持つことが重要である。さらに、児童生徒が気軽に相談できる児童生徒主体の委員会等を設置するなど、児童生徒が相互にサポートし合う仕組みづくりに努めることも必要である。

② いじめに対する措置

- 法第２３条第１項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報担当集約者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、学校はいじめに係る情報の抱え込みが起さない体制を整えなければならない。

- 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しなければならない。
- 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 学校は、必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておくものとする。
- 学校は、重大事態発生時には、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させるものとする。

③ いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア） いじめに係る行為が止んでいること

a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ） 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害

児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- b 特に、寮生活を送っている生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的になものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく必要がある。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

①重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、教育委員会が主体となつて行う場合と学校が主体となつて行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第２８条第３項の規定に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(ア) 教育委員会が調査主体となる場合

法第１４条第３項の規定に基づき、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として設置する「対策審議会」において調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

法第２２条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじめの防止

等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることとする。

なお、これらの調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から以下に掲げる点について内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要なに応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況及び調査結果等の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導、支援を受け、事務局機能の充実を図る。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くものではなく、事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施されるものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

（ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等

を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

（イ） いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡等、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童生徒の自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

重大事態については、教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。さらに遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

イ 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会を通じて市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

上記(1)－②－イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関において行う。

再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、

当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行った時、市長はその結果を市議会に報告するものとする。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

市としても、いじめの防止等に関する市の施策や学校の施策、重大事態への対処等、市の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「学校いじめ防止対策組織事業」に係る取組報告書や県内外の事例を活用し、定期的に点検を行う。

2 基本方針策定状況の確認と公表

市は市の基本方針を公表するとともに、市立の小・中学校における学校基本方針についても、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

(参考)

重大事態発生時の対応 フロー図

【学校】

いじめ事案



学校いじめ対策組織による対応 (第22条)



市教育委員会への報告 (第23条第2項)



【市教育委員会】

いじめの重大事態



調査主体の判断・指示



学校主体の調査



市教育委員会主体の調査



学校いじめ調査委員会による調査
(第28条)



市教育委員会の附属機関による調査
(第14条第3項)
(第28条)



結果報告を受け、市教育委員会より市長へ報告
(第30条第1項)



【市長】

再調査の指示
(市長が必要と認めた場合)



市長の附属機関による再調査 (第30条第2項)



市議会への報告 (第30条第3項)

※ () 内は「いじめ防止対策推進法」の条項を示す。